

兵庫県公報

平成19年5月11日 金曜日 第1874号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

| | ページ |
|---|-----|
| ○公印の新調(文書課) | 1 |
| ○平成19年度消防設備士試験の実施(消防課) | 2 |
| ○救急病院の認定(医務課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等(社会援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関等の指定等(同) | 6 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課) | 9 |
| ○特定計量器定期検査の実施(商業振興課) | 10 |
| ○町営土地改良事業の計画変更同意(農地整備課) | 11 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(市街地整備課) | 11 |
| ○道路の位置指定(建築指導課) | 11 |

公 告

| | |
|------------------------------------|----|
| ○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(参画協働課) | 12 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同) | 13 |
| ○随意契約の相手方等の公示(契約管理課) | 13 |
| ○同上(同) | 13 |
| ○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(阪神北県民局) | 14 |

病院局公告

| | |
|---------------------------------|----|
| ○政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告 | 14 |
|---------------------------------|----|

市町村職員退職手当組合告示

| | |
|------------------|----|
| ○公印の廃止及び新調 | 17 |
|------------------|----|

告 示

兵庫県告示第562号

次に掲げる公印を新調し、平成19年4月1日からその使用を開始した。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県森林動物研究センター所長印

兵庫県告示第563号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

| 期 日 | 時間帯 | 試験の種類 | 試験時間 |
|--------------|-----|----------------|------------------------|
| 平成19年8月4日(土) | 午 前 | 甲種第4類 | 午前9時30分から 午後0時45分まで |
| | | 乙種第4類 | 午前11時から 午後0時45分まで |
| | 午 後 | 甲種第1類、2類、3類、5類 | 午後1時40分から 午後4時55分まで |
| | | 乙種第1類、2類、3類、5類 | 午後1時40分から 午後3時25分まで |
| 同 月 5日(日) | 午 前 | 乙種第6類 | 午前10時から 午前11時45分まで |
| | 午 後 | 甲種特類 | 午後1時から 午後3時45分まで |
| | | 乙種第7類 | 午後1時から 午後2時45分まで |

(注意) 同一時間帯で2種類以上の受験は、認めない。

2 試験場所

県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2丁目1番63号

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の10第1項に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種消防設備士

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種消防設備士

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

次の場所で5月下旬より配布する。

県下各消防本部（署）、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画管理部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）

(2) 資格証明書類

ア 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項に該当することを証明する書類

(3) 受付期間及び受付場所

受付期間 平成19年6月21日（木）から同月29日（金）まで

受付方法 ○郵送の場合

配達記録郵便又は簡易書留郵便に限る 受付最終日消印有効

○持参の場合

上記期間内で土日祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

提出先 財団法人消防試験研究センター 兵庫県支部

(4) 手数料

甲種特類 5,000円

甲種 5,000円

乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払い込みのうえ「払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼り付けること。

ただし、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

平成19年9月10日頃、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。

7 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階

電話 (078) 361-6610

兵庫県告示第564号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人社団順心会 順心病院

所在地 加古川市平岡町一色115番地

認定年月日 平成19年3月30日

認定の有効期限 平成22年3月29日

兵庫県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関として指定

したもの、同法第55条において準用する同法第49条の規定により医療扶助のための施術を担当するものとして指定したもの、同法第50条の2の規定により指定医療機関で廃止した旨の届け出のあったものは、次のとおりである。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定医療機関に指定したもの

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 指定年月日 |
|---------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|
| 吉村クリニック | 尼崎市潮江1-5-1 | 医療法人社団吉村クリニック | 平成19年2月1日 |
| 西川整形外科リハビリクリニック | 同 市武庫之荘4丁目3番14号 | 医療法人社団西川整形外科リハビリクリニック | 同 |
| にしむら胃腸科外科医院 | 同 市神田南通2丁目35番地1 | 医療法人社団文礼会 | 同 |
| キョウエイ調剤薬局武庫之荘本町店 | 同 市武庫之荘本町1-3-5 | 株式会社共栄 | 平成19年3月1日 |
| ペガサス明石薬局 | 明石市新明町6-9 | 田中康史 | 同 年2月4日 |
| 松本脳神経外科クリニック | 西宮市田代町11-3 | 松本吳一 | 同 月1日 |
| 勝呂クリニック | 同 市与古道町1番37号 | 勝呂隆彦 | 同 |
| コア薬局 | 同 市田代町11-3 | フォローイング株式会社 | 同 |
| つばめ薬局 | 同 市庭町9番4号 | 前之園誠二 | 同 |
| 明愛薬局両度店 | 同 市両度町6番22-101号 | 有限会社神明 | 同 月13日 |
| 楠山歯科 | 同 市中前田町1-25 | 楠山能延 | 平成19年1月15日 |
| 加藤内科消化器科クリニック | 芦屋市船戸町1-29 | 加藤哲也 | 同 年3月1日 |
| よねくらクリニック | 同 市 同 町1番29号芦屋駅西ビル5階 | 米倉雅之 | 同 |
| かとう皮膚科クリニック | 同 市 同 町1-29 | 加藤敦 | 同 |
| サエラ薬局芦屋店 | 同 市 同 町1-29芦屋駅西ビル5F | 株式会社オーバス | 同 |
| 芦原薬局 | 同 市大原町11-24 207-A | 佐々木昌子 | 平成18年12月7日 |
| アステム歯科クリニック | 同 市高浜町6-1アステムショッピングプラザ2階 | | 平成19年1月1日 |
| 西口歯科クリニック | 伊丹市中央3丁目1-17ネオ伊丹ビル1階 | 西口聡 | 同 年2月1日 |
| 賀嶋医院 | 豊岡市竹野町竹野2510 | 医療法人社団賀嶋医院 | 同 |
| 船原歯科クリニック | 加古川市加古川町備後111-1 | 医療法人社団早緑会 | 平成19年1月1日 |
| 株式会社スギ薬局ロックタウン加古川店 | 同 市東神吉町出河原862番地ロックタウン加古川内 | 株式会社スギ薬局 | 同 年3月1日 |
| 広野整形外科 | 西脇市野村町770-2 | 廣野正邦 | 同 年4月1日 |
| 医療法人社団森迫脳神経外科 | 宝塚市平井5丁目1番8号 | 医療法人社団森迫脳神経外科 | 同 年3月1日 |
| 医療法人社団悠久会辻クリニック | 同 市中山寺1-14-19 | 医療法人社団悠久会 | 平成18年12月20日 |
| ブライオン山本薬局 | 同 市平井1丁目4-18ミキビル1F | 有限会社プロスペリティ | 平成19年2月23日 |
| つつじ薬局神爪 | 高砂市神爪5丁目8-5 | 株式会社アメニティ・プランニング | 平成18年11月17日 |
| ファーマシーオカムラ薬局市立川西病院前 | 川西市東畦野6丁目1-32 102ロイヤルハミルトン | 有限会社ファーマシーオカムラ | 平成19年2月1日 |
| 東うねのフレンド薬局 | 同 市東畦野6-2-24 | 株式会社フロンティア | 同 |
| 砂山内科クリニック | 篠山市東吹1828番地1 | 砂山和弘 | 同 年3月1日 |
| 医療法人社団良和会 | 美方郡新温泉町湯923 | 医療法人社団良和会 | 平成18年10月1日 |
| 松岡歯科医院 | 同 郡 同 町浜坂1920-1 | 松岡弥一 | 平成19年1月18日 |

2 指定施術者に指定したもの

| 名称 | 所在地 | 施術者 | 指定年月日 |
|-------|-----------------|--------|-----------|
| 新田接骨院 | 明石市大久保町高丘1丁目8-1 | 新田 豊 | 平成19年1月1日 |
| 新田接骨院 | 同 市大久保町高丘1丁目8-1 | 新田 真里子 | 同 |

3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 廃止年月日 |
|-----------------|----------------------|------------------|-------------|
| 吉村クリニック | 尼崎市潮江1-5-1 | 吉村文秀 | 平成19年1月31日 |
| 西川整形外科リハビリクリニック | 尼崎市武庫之荘4丁目3番14号 | 西川哲夫 | 同 |
| にしむら胃腸科外科医院 | 尼崎市神田南通2丁目35番地1 | 西村正 | 同 |
| ペガサス明石薬局 | 明石市新明町7-32 | 田中康史 | 同年2月3日 |
| 天羽歯科クリニック | 西宮市松籟荘11-22 | 天羽公夫 | 平成18年12月31日 |
| 明愛薬局両度店 | 西宮市両度町6番18号 | 有限会社神明 | 平成19年2月12日 |
| 楠山歯科 | 西宮植塚町2-3植塚ビル106 | 楠山能延 | 同年1月14日 |
| 勝呂病院 | 西宮市与古町1番37号 | 医療法人ほまれ(営)会(財団) | 同 月31日 |
| 芦原薬局 | 芦屋市大原町11-24 207-A | 塩見美佐子 | 平成18年12月6日 |
| 西口歯科クリニック | 伊丹市中央1丁目9-11池信第2ビル1階 | 西口聡 | 平成19年1月31日 |
| 賀嶋医院 | 豊岡市竹野町竹野2510 | 賀嶋直隆 | 同 |
| 船原歯科医院 | 加古川市加古川町備後111-1 | 船原隆行 | 平成18年12月31日 |
| 森迫脳神経外科 | 宝塚市平井5丁目1番8号 | 森迫敏貴 | 平成19年2月28日 |
| チトセ薬局 | 宝塚市山本西2-7-3-104 | チトセファーマシー株式会社 | 平成18年9月30日 |
| 辻クリニック | 宝塚市中山寺1-14-19 | 辻考教 | 平成17年6月30日 |
| つつじ薬局神爪 | 高砂市神爪5丁目8-5 | 有限会社アメニティ・プランニング | 平成18年11月16日 |
| 私立整形外科湯村温泉病院 | 美方郡新温泉町湯923 | 砂子和俊 | 同年9月30日 |
| 松岡歯科医院 | 美方郡新温泉町浜坂1920-1 | 松岡弥一 | 平成19年1月17日 |

4 指定施術機関で廃止した旨の届出のあったもの

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 廃止年月日 |
|-------|----------------|------|------------|
| 新田接骨院 | 明石市大久保町大窪868-1 | 新田 豊 | 平成18年9月30日 |

兵庫県告示第566号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関として指定したもの、及び同法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関で名称等の変更、廃止、又は休止した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定介護機関に指定したもの

| 事業所名称 | 事業所所在地 | 開設者名称 | 開設者所在地 | サービス種類 (居宅介護・施設介護等) | サービス種類 (介護予防) | 指定年月日 |
|------------------------|------------------------|----------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 指定居宅介護支援事業所マイプラン | 尼崎市上坂部2丁目24-27 | 株式会社岩田 | 尼崎市下坂部2丁目7番2号 | 居宅介護支援 | | |
| デイサービスセンター近松 | 同 市上坂部3丁目21番2号 | 同上 | 同上 | 通所介護 | 介護予防通所介護 | 平成18年11月28日 |
| 吉村内科クリニック | 同 市潮江1-5-1ルネマスターズタワー1階 | 医療法人社団吉村クリニック | 尼崎市潮江1-5-1 | 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導 | 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導 | 平成19年2月1日 |
| にしむら胃腸科外科医院 | 同 市神田南通2丁目35番地1 | 医療法人社団文礼会にしむら胃腸科外科医院 | 同 市神田南通2丁目35番地1 | 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導 | 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導 | 同 |
| 訪問入浴いい湯 | 同 市上坂部2丁目24-27 | 株式会社岩田 | 同 市下坂部2丁目7番2号 | 訪問入浴介護 | 介護予防訪問入浴介護 | 平成18年11月28日 |
| 訪問介護ステーションふれあい | 同上 | 同上 | 同上 | 訪問介護 | 介護予防訪問介護 | 同 |
| 訪問看護ステーションまごころ | 同上 | 同上 | 同上 | 訪問看護 | 介護予防訪問看護 | 同 |
| やすらぎ訪問看護ステーション | 尼崎市長州本通1丁目16番17号 | 阪神医療生活協同組合 | 尼崎市長州本通1丁目16番17号 | | 介護予防訪問看護 | 平成18年12月21日 |
| きずなの輪 | 同 市西尾陽1丁目3番8号 | 特定非営利活動法人おおきな輪 | 西宮市山口町名来1丁目26番9号 | 訪問介護 | 介護予防訪問介護 | 平成19年1月15日 |
| ピース訪問介護事業所 | 同 市南塚口町4-1-37-101 | 特定非営利活動法人ピースヘルプ協会 | 尼崎市南塚口4-1-37-101 | 訪問介護 | 介護予防訪問介護 | 同 年3月1日 |
| アクティーマウスレーニングセンター | 同 市塚口本町2丁目2-20 | 有限会社シニアデザイン | 同 市武庫之荘3丁目19-5 | 通所介護 | 介護予防通所介護 | 同 年1月1日 |
| 武庫之荘ケアセンターそよ風 | 同 市武庫元町1丁目17番8号 | 有限会社神田興産 | 同 市武庫元町1丁目17番8号 | | 介護予防通所介護 | 平成19年1月1日 |
| アイハウス千歳 | 同 市尾浜町1丁目30番19号 | 有限会社千歳 | 同 市尾浜町1丁目30番19号 | | 介護予防通所介護 | 平成18年12月1日 |
| 小児科・内科中野医院 | 同 市南塚口町1丁目12番6号 | (医)小児科・内科中野医院 | 同 市南塚口町1丁目12番6号 | 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導 | 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導 | 平成19年1月1日 |
| 医療法人誠仁会大久保病院 | 明石市大久保町大窪2095番地の1 | 医療法人誠仁会大久保病院 | 明石市大久保町大窪字五反田2095の1 | | 介護予防通所リハビリテーション | 同 |
| ティエスひまわりクラブ明石 | 同 市大蔵町22-7 | 有限会社ティエスプラン | 同 市朝霧町3丁目15番12号 | 通所介護 | 介護予防通所介護 | 平成18年12月1日 |
| デイサービスセンターハートフルケアにしのみや | 西宮市江上町3番43号 | 株式会社ハートフルケアにしのみや | 西宮市江上町3番43号 | | 介護予防通所介護 | 同 年4月1日 |

| | | | | | | |
|------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------|------------------------|----------------------------------|------------|
| 株式会社ハートフルケアにのみや | 同上 | 同上 | 同上 | 特定福祉用具販売 | 介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 | 平成19年1月1日 |
| ケアサービスクララ倶楽部 | 西宮市能登町5-4 | 近畿保全サービス株式会社 | 西宮市能登町5-4 | 居宅介護支援 | | |
| デイサービスクララ倶楽部 | 同上 | 同上 | 同上 | | 介護予防通所介護 | 平成18年4月1日 |
| ヘルパーステーションクララ倶楽部 | 同上 | 同上 | 同上 | | 介護予防訪問介護 | 同 |
| グループホーム西宮 | 西宮市薬師町5-50 | 有限会社豊中オアシス | 西宮市薬師町5-50 | | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成18年12月9日 |
| (社)兵庫県看護協会出石訪問看護ステーション | 豊岡市出石町福祉1302番地出石健康福祉センター内 | 社団法人兵庫県看護協会 | 神戸市中央区下山手通5丁目6番24号 | | 介護予防訪問看護 | 平成19年3月1日 |
| 船原歯科クリニック | 加古川市加古川町備後111-1 | 医療法人社団早緑会 | 加古川市加古川町備後111-1 | 居宅療養管理指導 | 介護予防居宅療養管理指導 | 同年1月1日 |
| メッセ介護支援センター | 同 市平岡町新在家1388番地の1 | メッセ介護支援センターメッセユニバース株式会社 | 加古川市平岡町新在家1388番地の1 | 訪問介護 | 介護予防訪問介護 | 同年3月1日 |
| 介護老人保健施設ハイムゾンネ宝寿苑 | 同 市東神吉町神吉708-1 | 医療法人共立会 | 加古川市米田町平津596番地 | | 介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護 | 平成18年4月1日 |
| メッセケアサービス | 同 市平岡町新在家1388番地の1メッセビル3F | メッセケアサービスメッセユニバース株式会社 | 加古川市平岡町新在家1388-1 | 居宅介護支援 | | |
| 居宅介護支援事業所ユニバーサル24 | たつの市龍野町富永1005番地の35露風館204 | 有限会社ユニバーサル二四 | 姫路市青山西1丁目11-24 | 居宅介護支援 | | |
| デイサービスさざんか | 宝塚市安倉北2丁目10番17号 | 有限会社さざんか | 宝塚市安倉北2丁目10番17号 | | 介護予防通所介護 | 平成18年12月1日 |
| 花屋敷地域包括支援センター | 同 市切畑宇長尾山5-321 | 社会福祉法人聖隷福祉事業団 | 宝塚市切畑宇長尾山5-321 | | 地域包括支援センター | 同年4月1日 |
| さぎそう園デイサービスセンター | 川西市丸山台3丁目5番地の6 | 社会福祉法人正心会 | 川西市丸山台3丁目5番地の6 | | 介護予防認知症対応型共同通所介護 | 同 |
| 真愛介護サービス | 養父市上野1060 | 有限会社真愛 | 養父市上野1060 | 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援 | 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 | 平成19年3月9日 |
| デイサービスセンターパワーリハビリ倶楽部 | 多可郡多可町中区鍛冶屋846-2 | 有限会社リハビリケア研究所 | 多可郡多可町中区鍛冶屋846-2 | | 介護予防通所介護 | 同年1月1日 |
| いこいの家三河 | 佐用郡佐用町上三河127番地 | 有限会社信翁会 | 佐用郡佐用町三河138番地2 | 小規模多機能型居宅介護 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 同年2月1日 |

2 指定介護機関で名称等の変更のあったもの

| 名 称 | 所 在 地 | 変更年月日 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|-----------------|-------|-----------|-----------------|---------------|
| あつぷる訪問介護事業所龍野 | たつの市龍野町富永730-20 | 同 | 名称変更(事業所) | あつぷる民教訪問介護事業所龍野 | あつぷる訪問介護事業所龍野 |

| | | | | | |
|---------------|-----------------|---|-----------|-------------|----------|
| あつふる訪問介護事業所龍野 | たつの市龍野町富永730-20 | 同 | 名称変更(開設者) | (株)民間救急サービス | 株式会社あつふる |
|---------------|-----------------|---|-----------|-------------|----------|

3 指定介護機関で廃止した旨の届出のあったもの

| 事業所名称 | 事業所所在地 | 開設者名称 | 廃止年月日 |
|--------------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 指定居宅介護支援事業所マイプラン | 尼崎市上坂部2丁目24-27 | 有限会社岩田 | 平成18年11月27日 |
| デイサービスセンター近松 | 同 上 | 同 上 | 同 |
| 訪問入浴い湯 | 同 上 | 同 上 | 同 |
| 訪問介護ステーションふれあい | 同 上 | 同 上 | 同 |
| 訪問看護ステーションまごころ | 同 上 | 同 上 | 同 |
| 船原歯科医院 | 加古川市加古川町備後111-1 | 船原歯科医院 | 平成18年12月31日 |
| 居宅介護支援事業所ユニバーサル24 | たつの市龍野町日綱59-4 | 有限会社ユニバーサル二四 | 平成19年1月15日 |
| アキタケメディカル「さくら」訪問看護ステーション | 神崎郡福崎町福崎新73番地3 | 有限会社アキタケメディカル | 同 年3月1日 |

4 指定介護機関で休止した旨の届出のあったもの

| 事業所名称 | 事業所所在地 | 開設者名称 | 休止年月日 | サービス種類 |
|--------------------------|----------------|---------------|-----------|-------------------|
| アキタケメディカル「さくら」訪問看護ステーション | 神崎郡福崎町福崎新73番地3 | 有限会社アキタケメディカル | 平成19年3月1日 | 訪問看護・介護予 防訪問看護 |

兵庫県告示第567号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ 高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
取締役常務執行役員
高砂工業所長 芋生清美
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ 高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

| | | |
|-------------------|---|---------------------|
| 種 | 類 | 34号イ ろ過施設 |
| 能 | 力 | 27m ³ /時 |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 |

| | | | |
|--|------------------------------|--------|-----|
| 工事完成予定年月日 | | 着手後1箇月 | |
| 使用開始予定年月日 | | 完成後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 1～3 | 1～3 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 771 | 850 |
| | 浮遊物質 (単位 mg/L) | 10 | 11 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L) | 10 | 11 |
| | 窒素含有量 (単位 mg/L) | 1以下 | 1 |
| りん含有量 (単位 mg/L) | | 0.1以下 | 0.1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 34 | 40 |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年5月11日から同年6月1日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第568号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、加西市、三木市吉川町及び川辺郡の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関(計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関)
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

| 検査実施区域 | 検査実施期日 | 検査実施場所 |
|--------|--|---|
| 加西市 | 平成19年7月11日から同月31日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)の期間で別 | 検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の |

| | | |
|--------|---|-------|
| | に通知する期日 | 所在の場所 |
| 三木市吉川町 | 平成19年7月26日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日 | |
| 川 辺 郡 | 平成19年7月19日から同月24日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日 | |

兵庫県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 町の名称 | 事業名 | 地区名 | 同意年月日 |
|-------------------------------|----------|------|------------|
| 夢前町 （平成18年3月26日における飾磨郡夢前町） | 基盤整備促進事業 | 神種地区 | 平成19年4月16日 |

兵庫県告示第570号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小野市王子南土地区画整理組合の事業計画の変更を平成19年4月25日に認可した。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第571号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年5月11日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号 | 指定年月日 (平成年月日) | 道路の位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 第H18淡路位置 0012号 | 19. 4. 24 | 南あわじ市広田中筋字山崎856番2の一部、858番1 | 6.00 | 66.55 |
| | | の一部、859番1の一部 | 5.50 | 5.95 |

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年4月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人欠陥住宅を撲滅する会

イ 代表者の氏名 市成 照一

ウ 主たる事務所の所在地 明石市松が丘北町3784番地の13パレス朝霧1009号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般消費者に対して良質な住宅を自ら選ぶことができるための、住宅建築等に関する普及啓発・情報提供等に関する業務を行い、住宅問題に関する被害から消費者を守り、安心して暮らすことのできる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年4月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Flap Field

イ 代表者の氏名 村上 敏基

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町池田1842番地4

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まで広く一般市民に対して、ハンドボール普及と振興に関する事業を行い、ハンドボールを通じて活発なスポーツ文化の創成及びスポーツを通じた青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年4月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アイ・コラボレーション神戸

イ 代表者の氏名 岡本 幸助

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島9丁目1番地神戸イノベーションオフィス103号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、一人でも多くの障害者が社会参加できる機会及び可能性の創出に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年4月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オカリナ響

イ 代表者の氏名 森 早苗

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区友が丘3丁目27番地932号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まで広く一般市民に対してオカリナ演奏・指導及びコンサート開催に関する事業を行い、オカリナ演奏の普及を通じて音楽文化の振興、さらには心豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請のあった年月日 平成19年4月25日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人宅老所ろまん

(2) 代表者の氏名 喜多 和子

(3) 主たる事務所の所在地 多可郡多可町中区安楽田980番地の43

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一人一人の個性を大切に、明るく楽しく心豊かに老いてゆける地域づくりをめざし、高齢者、要介護者に対する在宅支援に関する事業及び、広報活動を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年5月11日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

電子入札システム及び入札参加資格審査システム導入に伴う必要機器類等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号

5 随意契約に係る契約金額

110,993,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年5月11日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

- 土木基幹業務に使用する電子計算機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
 - 5 随意契約に係る契約金額
134,553,504円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意
 - 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

~~~~~

#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月11日

阪神北県民局長 北 林 泰

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 クラウンパーク伊丹  
所在地 伊丹市寺本6丁目69番1号他
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
  - (1) 入場車両の交通渋滞防止のため、警備員配置による誘導等、適切に対処すること。
  - (2) 出入り口の安全確保、事故防止のため、敷地内外に安全ミラーを設置すること。
  - (3) 停止線及び止まれるの表示を敷地内路面に行うこと。
  - (4) 自転車と歩行者が通行に支障のないよう、敷地内に適切な歩道幅員を確保すること。
  - (5) 周辺生活道路への進入車両防止のため、適切な表示、啓発指導を行うこと。
  - (6) 生活道路への進入、通過をさせないため、警備員を配置し、適切に対処すること。
- 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年5月11日から1月間

### 病 院 局 公 告

#### 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成19年5月11日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立西宮病院長 藤 本 高 義

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立西宮病院情報システム 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成20年3月24日（月）

## (4) 納入場所

兵庫県立西宮病院 兵庫県西宮市六湛寺町13-9

## 2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床400床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 参加手続き

## (1) 事務局

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13-9  
兵庫県立西宮病院総務部経理課  
電話（0798）34-5151

## (2) 募集要領の配布

## ア 配布期間

平成19年5月11日（金）から同年5月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

## イ 配布場所

上記(1)に同じ

## (3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

## ア 日時

平成19年5月25日（金） 午後2時から

## イ 場所

兵庫県立西宮病院 2号棟2階 大会議室

## ウ 留意事項

出席は、1社当たり2名以下とする。

## (4) 参加表明書

## ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成19年5月25日（金）から同年6月1日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年6月1日（金）必着とする。

## ウ 提出場所

上記(1)に同じ

## (5) 質問及び回答

## ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成19年6月4日（月）から同年6月8日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年6月8日（金）必着とする。

## ウ 回答方法

平成19年6月11日（月）から同年6月20日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

## エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成19年6月4日(月)から同年6月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成19年6月20日(水)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

- ① 企画提案書 10部
- ② 企画提案書要約版 10部
- ③ その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立西宮病院情報システムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立西宮病院情報システムの調達契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

6. Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Dr. Fujimoto, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the service(s) to be required :

Proposals for Medical total information system

(3) The acceptance period for the submission of proposals :

From 9:00 am to 4:00 pm every weekday from Monday, June 4 through Wednesday, June 20, 2007

(4) Contact point for the notice :

Administration Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital,  
13-9 Rokutanji-cho, Nishinomiya, Hyogo Prefecture 662-0918  
Tel (0798) 34-5151



市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第 5 号

1 に掲げる公印を平成19年 3月31日限り廃止し、2 に掲げる公印を新調し、平成19年 4月 1日からその使用を開始する。

平成19年 5月11日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

1 廃止公印の名称及び印影

兵庫県市町村職員退職手当組合収入役職務代理者之印



2 新調公印の名称及び印影

兵庫県市町村職員退職手当組合会計管理者之印

